

事 務 連 絡  
令和 2 年 6 月 5 日

地方厚生(支)局  
保険年金(企業年金)課 御中

厚生労働省年金局  
企業年金・個人年金課

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(令和 2 年法律第 40 号)の施行に伴う「確定給付企業年金規約例」等の一部改正について

本日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(令和 2 年法律第 40 号)が公布され、その一部が同日より施行されることとなったところである。

これに伴い、「確定給付企業年金規約例」及び「確定給付企業年金に関する承認・認可申請等にかかる事務処理の改善について」(平成 22 年 4 月 28 日付事務連絡)をそれぞれ別添 1 及び別添 2 のとおり改正することとしたので、貴管下の確定給付企業年金の実施事業所の事業主及び基金の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

確定給付企業年金規約例  
新旧対照表

下線部分が改正箇所

新				旧			
確定給付企業年金規約例 第1～第4 (略)				確定給付企業年金規約例 第1～第4 (略)			
規約型確定給付企業年金規約例	企業年金基金規約例	趣旨	留意事項	規約型確定給付企業年金規約例	企業年金基金規約例	趣旨	留意事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(支給要件及び支給の方法) 第21条 加入者期間が20年以上である加入者又は加入者であった者が、65歳に達したときは、その者に老齢給付金を年金として支給する。	(支給要件及び支給の方法) 第57条 (同左)	○ 法第4条第5号の規定により、給付の支給の要件及び給付の方法に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。	(略) ○ 老齢給付金は、60歳以上 <u>70歳</u> 以下の規約で定める「年齢」に達したときに支給するものであること(法第36条第2項第1号)。年齢は年数に限り認められること。したがって、65歳の誕生日の属する月の末	(支給要件及び支給の方法) 第21条 加入者期間が20年以上である加入者又は加入者であった者が、65歳に達したときは、その者に老齢給付金を年金として支給する。	(支給要件及び支給の方法) 第57条 (同左)	○ 法第4条第5号の規定により、給付の支給の要件及び給付の方法に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。	(略) ○ 老齢給付金は、60歳以上 <u>65歳</u> 以下の規約で定める「年齢」に達したときに支給するものであること(法第36条第2項第1号)。年齢は年数に限り認められること。したがって、65歳の誕生日の属する月の末

			日、64歳と6月等、年齢以外の支給要件を課すことはできないこと。 (略)				日、64歳と6月等、年齢以外の支給要件を課すことはできないこと。 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

## 確定給付企業年金に関する承認・認可申請等にかかる事務処理の改善について（平成 22 年 4 月 28 日付事務連絡）

## 新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p>(参考) 別添 2 の確認事項の詳細内容</p> <p>0～3 (略)</p> <p><b>4. 老齢給付金</b></p> <p><b>4-1 支給要件 20 年以下</b></p> <p>○ 老齢給付金の支給要件が 20 年以下であることを確認すること。</p> <p>(注 1) 定年の場合は 10 年、自己都合の場合は 15 年などと、退職事由によって要件が異なっても差し支えない。</p> <p>(注 2) 例えば加入者期間 25 年以上で定額加算を行う場合などは、老齢給付金の支給要件を 25 年と記載することはできず、年金額の計算の条文中で加算を行うこと。</p> <p><b>4-2 支給年齢要件</b></p> <p>○ 60～<u>70</u> 歳のいずれかの年齢であることを確認すること。</p> <p>○ 規約に定める年齢以上で実施事業所に使用されなくなったときに支給する場合、その年齢は <u>50 歳以上法第 36 条第 2 項第 1 号の規約で定める年齢未満</u>であることを確認すること。</p> <p>(注 1) 59 歳 10 か月など、●年●月と規定することはできない。</p> <p>5～10 (略)</p>	<p>(参考) 別添 2 の確認事項の詳細内容</p> <p>0～3 (略)</p> <p><b>4. 老齢給付金</b></p> <p><b>4-1 支給要件 20 年以下</b></p> <p>○ 老齢給付金の支給要件が 20 年以下であることを確認すること。</p> <p>(注 1) 定年の場合は 10 年、自己都合の場合は 15 年などと、退職事由によって要件が異なっても差し支えない。</p> <p>(注 2) 例えば加入者期間 25 年以上で定額加算を行う場合などは、老齢給付金の支給要件を 25 年と記載することはできず、年金額の計算の条文中で加算を行うこと。</p> <p><b>4-2 支給年齢要件</b></p> <p>○ 60～<u>65</u> 歳のいずれかの年齢であることを確認すること。</p> <p>○ 規約に定める年齢以上で実施事業所に使用されなくなったときに支給する場合、その年齢は <u>50～59 歳のいずれか</u>であることを確認すること。</p> <p>(注 1) 59 歳 10 か月など、●年●月と規定することはできない。</p> <p>5～10 (略)</p>